大網白里市議会政務活動費の取り扱いに関する使途基準

平成26年 9月29日

(政務活動費の使途)

1 政務活動費は、次の経費に使用することができる。

(1)調査研究費

会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)が行う市の事務及び地方行財 政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費 等)

(支出例)

調查委託費

・民間調査機関、会派内研究会などへの調査委託

交通費、宿泊費等

- ・市内外における視察
- ・住民からの要望に関する現地調査

(支出できないもの)

調査研究活動と関わりが希薄な団体の年会費及び会費

·後援会費、振興会費、商工会費等

(2) 研修費

会派 (無会派議員にあっては、当該無会派議員) が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派の雇用する者の参加に要する経費(会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

(支出例)

会場費、機材借り上げ費

・研修会や講演会等に使用する会場費等

講師謝金

・研修会や講演会等の際に講師に支払う謝礼等

会費

・研修会等の会費、参加費、資料代

交通費、宿泊費等

・研修会出席のための交通費、宿泊費

(支出できないもの)

政党としての活動に要する経費

・党費、党大会賛助金、党大会参加費(交通費及び旅費を含む。)、党機関紙等購入代等

(3) 会議費

会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)における各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子代等)

(支出例)

会場費、機材借り上げ費

・市政報告会や市政懇談会等に使用する会場費等

資料印刷費

・ポスター、チラシ、配付資料等

茶菓子代等

・会議参加者への茶菓子代

(支出できないもの)

宴会費、懇親会費等

(4) 資料作成費

会派 (無会派議員にあっては、当該無会派議員) が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)

(支出例)

印刷 • 製本代

・議会審議資料の印刷・製本・コピー料

写真代

・写真の現像、焼付料

パネル等作成費

(支出できないもの)

政党活動、選挙活動、後援会活動に関する印刷物等

・ポスター、パンフレット

(5) 資料購入費

・会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

(支出例)

書籍等購入代

・書籍、ビデオ、CD-ROM、DVD等の購入

定期購読料(新聞・雑誌)

・新聞・定期刊行物の購読料

(支出できないもの)

議員が所属する政党の機関紙等の購読料

議員が自宅で購読している新聞

趣味、娯楽に関する雑誌、図書等(娯楽性の高いスポーツ新聞や週刊誌等)

議員の就職に深く関係し、私的な目的が強い業界機関紙等

(6) 広報費

会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)

(支出例)

広報紙、報告書の印刷代

・議会報告、市政だより等の印刷代

诵信運搬費

・広報資料の郵送料、宅配便代

ホームページ作成費用

・ホームページ作成に関する委託料等

(支出できないもの)

政党又は後援会等と共同して発行する広報紙の作成経費や送料等、また共同して運営するホームページの経費等。

(7) 事務費

・会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)

(支出例)

事務用品、事務用備品購入費

- ・ 文房具、コピー用紙代等
- ・事務用機器(パソコン、コピー機等)の購入

事務用機器賃借料

・事務用機器(パソコン、コピー機等)のリース代等

通信運搬費

・電話、ファクシミリ、郵送料、プロバイダー料等

(支出できないもの)

自動車(議員個人の資産形成につながるため)、冷蔵庫等(調査研究に直接必要としない備品や消耗品)

- 2 上記に掲げる経費に該当するものであっても、次に掲げる経費に充てるために 政務活動費を支出してはならない。
- ①交際費又はそれに類する経費

(餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、広告料、名刺印刷代、パーティー券 購入、年賀状の購入及び印刷代等)

②政党としての活動に属する経費

(党大会に出席するための会費や交通費)

- ③選挙活動に伴う経費
- ④後援会活動に要する経費
- ⑤会議費に該当する茶菓子代以外の飲食費
- ⑥議員個人の利益のために行う活動に要する経費 (レクリエーション等の経費、自宅の電気代、ガス代、水道代等)

4 按分に対する基本的な考え方

会派(無会派議員にあっては、当該無会派議員)の活動は、議会活動、政党活動、 選挙活動、後援会活動等と政務活動以外にも多岐に渡り、明確に区分することが困 難であると考えられる。

このことから、政務活動及びそれ以外の活動の実績に応じて按分することが必要となる。

なお、按分の割合については、会派 (無会派議員にあっては、当該無会派議員) の責任においてそれぞれの状況に応じ適切に判断し、説明できる比率で対応するこ ととする。

大網白里市議会政務活動費の取り扱いに関する基準は、平成24年度交付分から 適用する。